

前連結会計年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
ヘ 災害損失引当金 新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。 なお、設備健全性の評価の進展に伴う補修内容・範囲の見直し等によっては、今後、当該見積額を変更する可能性がある。	ホ 災害損失引当金 ① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの 新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。 ② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの 東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。 なお、当社グループの原子力発電所、火力発電所及び流通設備等は甚大な被害を受け、その被害額の全容の把握が困難であることなどから、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。 平成23年5月20日開催の取締役会において、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止について決定したため、当連結会計年度に廃止に関する費用または損失の合理的な見積額を計上している。 災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。 a 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失 福島第一原子力発電所の事故の収束に向け、原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質を抑制するための費用または損失を計上しており、その具体的な内容は、燃料域上部までの格納容器への注水、原子炉熱交換機能の回復、使用済燃料プールへの注水、放射性物質で汚染された水（滞留水）の保管・除染処理、原子炉等からの燃料取出し等に係る見積額である。 これらのうち、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」における当面の取組みのロードマップに掲げた目標であるステップ1（放射線量が着実に減少傾向となっている）及びステップ2（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）に係る費用または損失については、具体的な目標期間と個々の対策の内容に基づく見積額を計上している。 一方、具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であることから、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

前連結会計年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
	b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用 今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。 なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。 c 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失 被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。 d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失 被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。資産の損壊状況の把握が困難であるものについては、再取得価額に基づく除却損相当額を見積り、その損失見込額を計上している。

前連結会計年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
	(百万円) (追加情報) ・当連結会計年度末における災害損失引当金残高の内訳 ① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの 56,495 ② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの 775,278 - うち a 原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失 425,000 - b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用 4,472 - c 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失 211,825 - d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失 49,710 - e その他 84,270 合計 831,773 ・福島第一原子力発電所1～4号機の安全性の確保等に要する費用または損失のうち中長期的課題に係る費用または損失の見積り 原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は安定的冷却状態が確立し原子炉内の状況を確認した後の判断となる。したがって、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」において具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、燃料取出しに係る費用も含め変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。 ト 湯水準備引当金 湯水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により、「湯水準備引当金に関する省令」(経済産業省令)に基づき計上している。 ト 原子力発電工事償却準備引当金 原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」(経済産業省令)に基づき計上している。

前連結会計年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
(4) 重要なヘッジ会計の方法 イ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。 ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部 b ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建支払予定額の一部 c ヘッジ手段 通貨スワップ ヘッジ対象 外貨建社債の元利金支払額 d ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 長期借入金（予定取引を含む）の利息支払額の一部 ハ ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。 ニ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。	(4) 重要なヘッジ会計の方法 イ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。 ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部 b ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建支払予定額の一部 c ヘッジ手段 通貨スワップ ヘッジ対象 外貨建社債の元利金支払額 d ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 長期借入金（予定取引を含む）の利息支払額の一部 ハ ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。 ニ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。 (5) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却は、主として5年間で均等償却している。 (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。 (7) 原子力発電施設解体費の計上方法 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。 なお、被災した福島第一原子力発電所1～4号機については、平成23年5月20日開催の取締役会においてその廃止を決定したため、当連結会計年度において、原子力発電施設解体費の総見積額と原子力の発電実績に応じて計上した累計額との差額については、災害特別損失に計上している。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
4. 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ロ 退職給付引当金 当連結会計年度から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用している。 この会計基準の適用に伴う影響はない。	(資産除去債務に関する会計基準) 当連結会計年度から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用している。 また、これらの会計基準等の適用に伴い、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)が改正されている。 これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ2,191百万円減少し、税金等調整前当期純損失は59,380百万円増加している。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の計上額は、759,907百万円(うち、原子力発電施設解体引当金からの引継額は510,010百万円)である。 (企業結合に関する会計基準等) 当連結会計年度から、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用している。

項目	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務		東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会が今後定める指針に基づいて算定されるなど、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。 一方、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）」が公表され、現在はそれを踏まえた「原子力損害賠償支援機構法（平成23年6月14日 閣議決定）」が国会に提出されている。この法案では、当社は被害を受けられた皆さまに対し、新設される支援組織（以下「機構」という）から必要な資金の援助を受け、責任をもって賠償を行うこととされている。また、電力の安定供給の維持等を考慮し、当社は機構に対し収支の状況に照らし設定される特別な負担金を支払うこととされている。当社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この法律に基づく支援を受けて賠償責任を果たしていく予定である。
8. 土地再評価差額金	「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。	「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

項目	前連結会計年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)																						
		(3) 災害特別損失に含まれる減損損失 イ 資産のグルーピングの方法 ① 電気事業に使用している固定資産は、発電から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、廃止を決定し代替的な投資も予定されていない資産のうち重要なものを除き全体を1つの資産グループとしている。 ② 電気事業以外の事業に使用している固定資産は、原則として事業毎、地点毎に1つの資産グループとしている。 ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。 ロ 減損損失を認識した資産または資産グループ <table><thead><tr><th>資産</th><th>場所</th><th>種類</th><th>減損損失 (百万円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>福島第一原子力発電所1～4号機</td><td>福島県双葉郡大熊町</td><td>建物 構築物 機械装置 建設仮勘定等</td><td>101,692</td></tr><tr><td>福島第一原子力発電所7・8号増設工事</td><td>福島県双葉郡大熊町及び双葉町</td><td>建設仮勘定</td><td>39,360</td></tr></tbody></table> 固定資産の種類ごとの内訳 <table><tbody><tr><td>建物</td><td>2,335百万円</td></tr><tr><td>構築物</td><td>2,103百万円</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>90,169百万円</td></tr><tr><td>建設仮勘定</td><td>45,241百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>1,204百万円</td></tr></tbody></table> ハ 減損損失の認識に至った経緯 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止及び同発電所7・8号機の増設計画の中止の決定に伴い、投資の回収が困難であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として災害特別損失に含めて計上している。 ニ 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額については、他への転用や売却が困難であるため零円としている。	資産	場所	種類	減損損失 (百万円)	福島第一原子力発電所1～4号機	福島県双葉郡大熊町	建物 構築物 機械装置 建設仮勘定等	101,692	福島第一原子力発電所7・8号増設工事	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	建設仮勘定	39,360	建物	2,335百万円	構築物	2,103百万円	機械装置	90,169百万円	建設仮勘定	45,241百万円	その他	1,204百万円
資産	場所	種類	減損損失 (百万円)																					
福島第一原子力発電所1～4号機	福島県双葉郡大熊町	建物 構築物 機械装置 建設仮勘定等	101,692																					
福島第一原子力発電所7・8号増設工事	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	建設仮勘定	39,360																					
建物	2,335百万円																							
構築物	2,103百万円																							
機械装置	90,169百万円																							
建設仮勘定	45,241百万円																							
その他	1,204百万円																							

当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については、電気事業等の運営上必要な設備資金等を、社債の発行、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーの発行等により、確実に資金調達するよう努めている。なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達が低下している。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

使用済燃料再処理等積立金は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。また、外貨建社債については、為替変動リスクに晒されており、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金、コマーシャル・ペーパー並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、外貨建社債の為替変動リスクのヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引等であり、社内規定に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（（注2）参照。）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券及び投資有価証券（※2）	250,613	250,613	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	982,696	982,696	—
(3) 現金及び預金	2,248,290	2,248,290	—
(4) 受取手形及び売掛金	359,820	359,820	—
(5) 社債（※3）	(4,974,582)	(4,831,675)	142,907
(6) 長期借入金（※3）	(3,643,295)	(3,595,683)	47,612
(7) 短期借入金	(406,232)	(406,232)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(248,849)	(248,849)	—
(9) デリバティブ取引（※4）	(1,067)	(1,067)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」及び流動資産の「その他」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

（2）使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

（3）現金及び預金、並びに（4）受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（5）社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。ただし、為替予約等の振当処理の対象とされている社債（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、円貨建固定利付社債とみて、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(7) 短期借入金並びに(8) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	92,983
その他	6,255
合計	99,239

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	3	105	82	—
社債	100	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	480	—	—
使用済燃料再処理等積立金（※1）	113,512	—	—	—
現金及び預金（※2）	2,248,290	—	—	—
受取手形及び売掛金	359,820	—	—	—
合計	2,721,728	586	82	—

（※1）使用済燃料再処理等積立金のうち、1年を超えて取戻される予定の金額（869,184百万円）については、契約上の要請及び開示により不利益が生じることになる可能性があるため非開示としている。

（※2）現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

(当連結会計年度)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当連結会計年度末（平成23年3月31日）						
区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	時価の 算定方法
市場取引以外の 取引	為替予約取引 売建					取引先金融機 関から提示さ れた価格によ っている。
	米ドル	1,247	—	△5	△5	
	ユーロ	779	—	△46	△46	
	韓国ウォン	1,135	—	△46	△46	
合計		3,162	—	△98	△98	

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当連結会計年度末（平成23年3月31日）						
ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方 法	為替予約取引 ノルウェークロ ーネ買・ユーロ 売	営業債務 (予定取引)	835	—	26	取引先金融機 関から提示さ れた価格によ っている。
	デンマーククロ ーネ買・ノルウ ェークローネ売		3,007	—	△123	
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引 支払円・受取ユ ーロ	社債	134,270	134,270	(※)	—
	支払円・受取ス イスフラン		54,051	25,050		
	為替予約取引 買建 ユーロ	営業債務	14	—		
合計			192,177	159,320	△96	

(※) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債等と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(2) 金利関連

当連結会計年度末（平成23年3月31日）						
ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方 法	金利スワップ取引 支払固定・受取 変動	長期借入金	57,137	53,911	△872	取引先金融機 関から提示さ れた価格によ っている。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取 変動 支払変動・受取 変動	長期借入金	103,169 9,000	95,234 —	(※)	—
合計			169,307	149,145	△872	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(当連結会計年度)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、適格退職年金制度、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在）

	(単位：百万円)
イ. 退職給付債務	△1,017,154
ロ. 年金資産（注2）	597,709
ハ. 退職給付引当金	432,778
ニ. 前払年金費用	△5,190
差引（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	8,143
（差引分内訳）	
ホ. 未認識数理計算上の差異等（注3）	8,143

（注）1. 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

2. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載している。

3. 未認識過去勤務債務（債務の減額）337百万円を含んでいる。

3. 退職給付費用に関する事項（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

	(単位：百万円)
イ. 勤務費用（注1、2）	30,879
ロ. 利息費用	19,934
ハ. 期待運用収益	△14,801
ニ. 数理計算上の差異等の費用処理額（注3）	13,036
ホ. その他（注4）	4,331
ヘ. 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	53,380

（注）1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。

2. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除している。

3. 過去勤務債務の費用処理額（費用の減額）314百万円を含んでいる。

4. 確定拠出年金への掛金拠出である。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	主として2.0%
ハ. 期待運用収益率	主として2.5%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	主として発生した年度より3年間で定額法により処理を行っている。

(税効果会計関係)

項目	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産	繰延税金資産
	退職給付引当金 154,891	災害損失引当金 276,786
	減価償却費損金算入限度超過額 60,205	退職給付引当金 159,125
	原子力発電施設解体引当金 56,130	資産除去債務 150,953
	使用済燃料再処理等引当金 53,251	減価償却費損金算入限度超過額 69,089
	災害損失引当金 33,607	使用済燃料再処理等引当金 50,258
	送電線路に係る地役権償却額 31,544	送電線路に係る地役権償却額 37,873
	繰越欠損金 26,599	その他 196,671
	その他有価証券評価差額金 18,909	繰延税金資産 小計 940,758
	税法上の繰延資産 17,076	評価性引当額 △848,950
	その他 146,272	繰延税金資産 合計 91,807
	繰延税金資産 小計 598,491	繰延税金負債
	評価性引当額 △84,541	資産除去債務相当資産 △56,545
	繰延税金資産 合計 513,949	その他 △21,273
	繰延税金負債	繰延税金負債 合計 △77,818
	その他有価証券評価差額金 △10,393	繰延税金資産 純額 13,988
	前払年金費用 △5,244	
	その他 △17,311	
	繰延税金負債 合計 △32,949	
	繰延税金資産 純額 481,000	
	(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。	(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。
	固定資産－繰延税金資産 435,846	固定資産 24,143
	流動資産－繰延税金資産 60,875	－投資その他の資産－その他
	固定負債－その他 △15,644	流動資産－その他 4,667
	流動負債－その他 △76	固定負債－その他 △14,811
		流動負債－その他 △11
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	(%)	
	法定実効税率 36.2	税金等調整前当期純損失を計上しているため記載していない。
	(調整)	
	受取配当金等の益金不算入項目 △2.9	
	持分法による投資利益 △2.1	
	評価性引当額増減 2.0	
	受取配当金の相殺消去 1.9	
	連結子会社の税率差異 0.9	
	その他 2.7	
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.8	

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末（平成23年3月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

会計基準適用による期首調整額（注1）	759,907百万円
期中変動額（注2）	32,051百万円
当連結会計年度末残高	791,958百万円

（注）1. 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当連結会計年度の期首における残高（期首調整額）を記載している。

なお、当該期首調整額には、原子力発電施設解体引当金からの引継額510,010百万円及び特別損失に計上している「資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額」57,189百万円を含む。

2. 被災した福島第一原子力発電所1～4号機について、平成23年5月20日開催の取締役会においてその廃止を決定したため、見込運転期間を変更したことによる変動額11,737百万円を含む。